

「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（通称ロンドン条約）96年議定書」について

1. ロンドン条約の概要

ロンドン条約は、陸上起因の廃棄物の海洋投入処分等による海洋の汚染を防止することを目的とした条約である。同条約では、産業廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とした上で、一部の産業廃棄物及び産業廃棄物以外の廃棄物については、海洋投入処分できることとしている。我が国では同条約の担保のために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を整備し、廃棄物の海洋投入処分等について適切な管理を行ってきている。

2. ロンドン条約96年議定書の概要

世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受けて、1996年に、ロンドン条約の内容を格段に強化する目的でロンドン条約議定書（通称ロンドン条約96年議定書）が採択されており、2004～2005年にも発効する見通しとなっている。同議定書では廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とした上で、海洋投入処分を検討することができる廃棄物についても、事前の環境影響評価の実施を義務づけ、その実効を確保するための許可制度の導入等を求めている。

(参考)

ロンドン条約96年議定書の下で、海洋投入処分を検討することができる廃棄物は以下のとおり。

- 1 しゅんせつ物
- 2 下水汚泥
- 3 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によつて生じる物質
- 4 船舶、プラットフォームその他人工海洋構築物
- 5 不活性な無機性の地質学的物質
- 6 天然に由来する有機物質 等